

生活環境

できていますか？  
かん類・金属類の分別

4月1日から金属類の収集が始まりましたが、まだ、かん類と金属類を同じごみ袋に入れて出されている方がおられます。今一度ご確認ください。

かん類

のマークのある缶で、ジュース缶やビール缶など。※缶詰の缶やお菓子の缶、スプレー缶、ガスボンベでも、のマークがあれば、かん類で出してください。

金属類

鍋、フライパン、針金、包丁など。※缶詰の缶やお菓子の缶、スプレー缶、ガスボンベでも、のマークがなければ、金属類で出してください。

詳しいごみの出し方、分別方法については「ごみ分別の手引き」を参考にしてください。

次の粗大ごみの日は

8月15日  
(日)です。

地域で決められた場所に7時までに出しましょう。

5月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かび びん ペット	類・ かん ボト	プラスチック	紙ごみ	金属類
平成15年	57 kg	6 kg	4 kg	1 kg	7 kg	—	
平成16年	59 kg	5 kg	3 kg	2 kg	7 kg	1 kg	
増減	2 kg	△1 kg	△1 kg	1 kg	0 kg	1 kg	

(5月末現在 12,025世帯 31,581人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。

こんなときはかならず届出を

	こんなとき	もっていくもの
国保に加入	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保を脱退	他の市区町村へ転出したとき	保険証、印かん
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
	生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	外国籍の方が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき 長期出張などで別個の保険証が必要なとき	在学証明書、保険証、印かん 保険証、印かん

上記以外のものが必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

医療保険

国民健康保険の届出はお済みですか

皆さんは、自分たちの安心ある暮らしに医療保険がある、ということにお気づきですか。私たちは、誰もが国民健康保険又は職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）のいずれかの医療保険に加入しなくてはなりません。そして国民健康保険の場合は、職場の健康保険と違い各自の責任で加入又は脱退の届

出をしなければなりません。届出が遅れることでおこるさまざまなトラブルを避けるためにも、すみやかに届出をしましょう。

○国保の加入届出が遅れると  
会社などを退職したときから国保に加入の届出をするまでの間にかかった医療費は、全額自己負担になります。

国民健康保険税は、被保険者になった時点（会社などを退職した日の翌日）までさかのぼって納めることとなります。

○国保の脱届出が遅れると  
保険証の返還を忘れて、

うっかり国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費を払い戻さなければなりません。また、新たに加入した健康保険制度の保険料と国保税を二重に納めることとなります。

○国保の加入者と世帯主  
国保では、家族の一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯単位になり、届出や保険税の納付義務者は、原則として世帯主となります。  
※国保に加入又は脱退の手続は14日以内に